

地域社会における兄妹扶持の様相

—— 永和三年二月二十九日 円印寄進状の分析を通して

羽成祥子

はじめに

永源寺文書には、寄進状や売券など多くの土地処分文書が残されており、永源寺やその塔頭を宛所として寄進・売却されたものが多数確認できる。そのうち、兄と妹が同一の史料中に現れる事例が存在する。それが、永和三年(一三七七)二月二十九日円印寄進状(以下、「円印寄進状」)である。中世土地処分文書においては、女性や庶子を含む非嫡系親族の動向がしばしば注目されてきたが、兄妹関係に着目した分析はなお限られている。なかでも、兄妹双方が同一文書中に登場し、扶持や土地管領に関わる具体的記述を伴う事例は極めて少数である。本稿では、「円印寄進状」を題材とし、当該文書において読み取れる兄妹関係の諸相を手がかりに、中世地域社会における血縁扶持のあり方について検討を試みる。

一 文書の基礎情報

「円印寄進状」は永源寺文書の函二二二に納められ、本文書の翻刻は『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』(以下『報告書』^①)に掲載されている。次に本文書の全文と影印(写真^②)を載せ、その後に『報

告書』と比較した際の校異を記す(永源寺文書、函二二二・二、以下、史料中の返り点、傍線は筆者加筆)。

奉^③寄進、永源寺塔頭料足事、

一所 式反 公役一石四斗弁 定得分一石

一所 三百歩

屋敷 公役五斗七升三^合五勺一才
定得分六斗 四至界八本券二見タリ、
本文書数通ヲ相副フ、

右、件田畠ハ、円印重代相伝私領也、

雖^レ然開山円印禪師依^レ○^④師匠^⑤、限^⑥永代^⑦

奉^⑧寄進^⑨者也、但守友大師一期之間ハ可^下

令^⑩管領^⑪給^上也、彼比丘尼ハ依^レ為^レ妹

一期之間可^レ令^⑫扶持^⑬候、其後不^レ可^レ○^⑭他^有

之妨^⑮、塔頭二御管領候へく候、仍為^⑯

後日^⑰寄進之状如^レ件、

永和三年丁巳二月廿九日 円印(花押)

純公庵主禪師^⑱

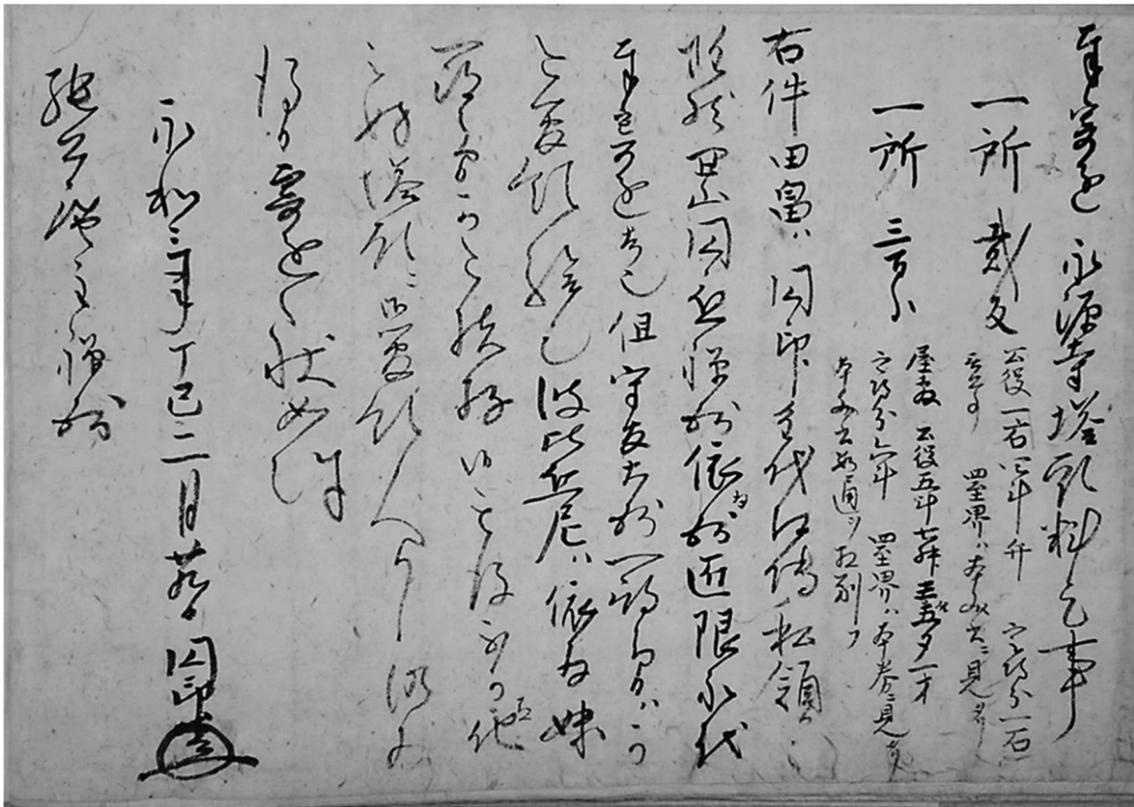


写真1 円印寄進状

○校異

①師：『報告書』では「師」と翻刻し、「守友大師」としている。写真1を参照しても、本文傍線②で示した「師」と同一文字と判断できることから、①は「師」のくずし字である。ただし、「守友大師」と読むとしても、この人物が男性であるとは言い難い。「比丘尼^レ依^レ為^レ妹」とあることから、「守友大師」は円印の妹にあたる女性であり、すなわち「守友大姉」であると推測できる。よって、ここでの「師」は「姉」の当て字として使用されたと考える。

まず、「円印寄進状」の内容であるが、本文書では、円印が自身の所有地である田島二カ所を純公庵主禪師に寄進する旨が記されている。本文に現れる「開山円印禪師」は寂室元光であり、「開山円印禪師依^レ師匠」という記述から、寄進者の円印は寂室元光の弟子であると判明する。また、『永源寺町史』（以下『町史』）が、『瑞石歴代雜記』永和三三年条の「一溪純庵主曾開^二創考槃庵^一、而為^二開山塔庵^一也、弥天録有^二永源寺開山塔考槃本尊無量寿仏安座拈香法語^一」という記述^③から、宛所の純公庵主禪師を考槃庵主の一溪純であると比定している^④。考槃庵とは、もとは開山寂室元光の塔頭で、永和三三年（一三七七）開創当初の名称である。この名称は、後の応永二十二年（一四一五）に足利義持が永源寺を訪れた際に含空院と改められる^⑤。以上を踏まえると、寂室元光の弟子円印が、永源寺塔頭である考槃庵の経営費用として、円印自身の所有地を考槃庵主の一溪純に寄進したと解釈できる。加えて、「円印寄進状」には、考槃庵への土地の寄進に際して、寄進地の管領に関する記述がみられる。それは、「守友大姉一期の間は、守友大姉に寄進地を管領させなさるのが適當である。かの比丘尼（守友大姉）は私円印の妹であるため、比丘尼一期の間は私に妹の扶持を

続けさせてほしい。比丘尼の死後は、他の妨げがあつてはならず、塔頭に御管領させなければならぬ」というものである。この記述から、守友大姉の存命中は彼女が寄進地を管領する旨、さらには、守友大姉は円印の妹であるという兄妹関係を読み取ることができる。

ここで注目したいのは、寄進状のなかで、守友大姉が円印の妹であることを理由に、妹守友大姉が兄円印から扶持されると明記されている点である。

中世における庶子や女性相続は、武家社会では鎌倉後期に、家領の減少を防ぐ目的で分割相続から嫡子単独相続へ移行する。その移行過程で女子の所領を制限する女子一期分が現れ、単独相続移行後は惣領が庶子や女子を扶持することがすでに数々の先行研究で指摘されてきた⁶⁾。その一方で、地域社会の人々についてはいまだ検討の余地が残されている。また、従来の研究において、一期分については女子相続の面から議論されてきたが、「円印寄進状」においては、兄妹（血縁関係者）間で扶持する際に一期分が採用されていたことが分かる。では、地域社会において、妹は嫡子である兄にとつてどのような存在だったのだろうか。さらに、なぜ土地取得者である純公庵主禪師が寄進地を一貫して管領するのではなく、守友大姉一期の間は彼女が寄進地を管領するのだろうか。これらの疑問点について、宛所である寺院と、寄進者である円印との関係性から考察を加える。

ただ、女性が現れる土地処分文書は、圧倒的に女子や後家に関する相続内容に関するものが多い。その一方で、史料中に「妹」が現れる例は少数であるため、相続順位などの詳細な考察は困難である。そこで本稿では、同じ近江国の大原観音寺文書で「妹」が現れる売券との比較を行うことで、右に示した問いを検討する。

二 円印と考槃庵の関係

前章で確認したように、「円印寄進状」で、円印は純公庵主禪師（考槃庵主）に田畠を寄進している。では、円印と考槃庵はどのような関係だろうか。永源寺文書で円印が確認できる史料は、他に【史料一】（写真2）と【史料二】（写真3）がある。

【史料一】霊仲禪英寄進状土代⁷⁾

奉^二寄進^一、永源開山和尚御影長燈料足事

定得分一石一斗

一所^二老反小^一

近江国蒲生下郡篠田庄内勸学院領也、四至界八本券二見タリ、円印ヨリカウ、

定得分一斗

一所^二三十六歩^一

富永立木定、四至界八本文書二見タリ、円印上人ヨリカウ、

定得分一斗三升

一所^二三十六歩^一

篠田富永保、四至界八本券二見タリ、見タリ、円印上人ヨリ塔頭エカワル、ヲ禪英又塔頭ヨリカウ、

一所^二老反半^一

蒲生郡市原庄内、字大深、四至界ハ売券二見タリ、市原ノ中村左衛門二郎カウリ、類地ニヨリテ本文書ヲソエス、

右、件得分已上式石三升、永源寺開山和尚卵塔前長燈料足、限^二永代^一奉^二寄進^一者也、至^二未来^一際^二無^二懈怠^一被^レ点^二長燈^一可^レ有^二勤行^一候、仍為^二後日^一寄進之状如^レ件、

永和四年戊午二月廿九日

禪英（花押影）

考槃庵主
純老庵主禪師

【史料二】霊仲禪英寄進状⁸⁾

奉^二寄進^一、永源開山和尚御影長燈料足事、

定得分一石一斗

一所^二老反小^一

近江国蒲生下郡篠田庄内勸学院領也、四至界八本券二見タリ、円印ヨリカウ、

奉寄進 永源開山和尚御影長燈料足事

一所 壹丈小 近江國蒲生郡藤田庄内 勸学院領 也 四至界、本券見多、同印上よりカク

一所 三丈六步 富永立木定 四至界、本文書見多、同印上よりカク

一所 三丈六步 同印上よりカク

一所 壹丈半 蒲生郡市原庄内 字大深 四至界、本券見多、同印上よりカク、類地、市原中村、善了カク

右件以上上敷石三升、少源寺開山和尚御影
 前長燈料之限、永代身寄進者也、至末際、御影
 被照長燈、有勤行、以仍為後日寄進、狀如付

永和四年戊午二月廿九日

禪英

考據卷之禪師

写真2 靈仲禪英寄進状土代

奉寄進 永源開山和尚御影長燈料足事

一所 壹丈小 近江國蒲生郡藤田庄内 勸学院領 也 四至界、本券見多、同印上よりカク

一所 三丈六步 富永立木定 四至界、本文書見多、同印上よりカク

一所 三丈六步 同印上よりカク

一所 大 要智郡小原庄内中野 賣主介壽、四至界、本券見多、同印上よりカク、塔頭、禪英又塔頭

右件得以上上敷石玖斗九升、永源寺開山和尚御影
 前長燈料之限、永代身寄進者也、至末際、御影
 被照長燈、有勤行、以仍為後日寄進、狀如付

永和四年戊午二月廿九日

禪英

考據卷之禪師

写真3 靈仲禪英寄進状

定得分一斗
 一所三十六歩 富永立木定、四至界ハ本文書ニ見タリ、
 定得分一斗三升 円印上人ヨリカウ、
 一所三十六歩 篠田富永保、四至界ハ本券ニ見タリ、
 定得分六斗六升 円印上人ヨリ塔頭エカワル、ヲ禪英又塔頭ヨリカウ、
 一所 大 愛智郡小椋庄内中郷
 売主介五郎、四至界ハ売券ニ見タリ、
 右、件得分已上老石玖斗九升、永源寺開山和尚卯塔前長燈料足、
 限ニ永代ニ奉ニ寄進ニ者也、至ニ未來際ニ無ニ懈怠ニ被レ点ニ長燈ニ可
 レ有ニ勤行ニ候、仍為ニ後日ニ寄進之状如レ件、
 永和四年戊午二月廿九日

考槃庵主禪師

禪英（花押）

【史料一】と【史料二】はいずれも、永源寺第四世靈仲禪英が永源寺開山和尚御影長燈料足として四カ所の得分を考槃庵主に寄進する旨を記した文書である。『町史』によれば、永源寺開山和尚御影長燈料足とは寂室元光の墓前に灯す油代を指す。これら二つの史料から、靈仲禪英が円印より、近江国蒲生下郡篠田庄内勸学院領、富永立木定、篠田富永保を買得ていたことが判明する。

円印より買得した土地の所在であるが、篠田庄内勸学院領は、現近江八幡市中小森町付近に比定される勸学院領莊園である^①。また、富永立木定については、現坂田郡に位置する天野川下流の南岸から梅ヶ原山西麓地域に存在した延暦寺領庄園で、ここには富永保・富永新保が存在していた。おそらく富永立木定も同じ地域に比定できるだろう。この【史料一】と【史料二】から、円印はこれらの地域に所有していた土地を、禪英に売却したことが判明する。さらに、【史料一】【史料二】の傍線部から、篠田富永保については、土地の所有権が円印↓塔頭↓禪英へと移動している様子が読み取れる。

以上のことから、円印と考槃庵の関係をまとめると次のようになるだろう。円印は寂室元光の弟子で、永源寺関係の僧であると考えられる。彼は近江国内の複数の地域に土地を所有し、「円印寄進状」では宛所を純公庵主禪師（一溪純）にして直接的に、【史料一】【史料二】では禪英などを介して間接的に、考槃庵に所有地を寄進していた。つまり、円印は、永源寺開山寂室元光の弟子として塔頭考槃庵の得分集積の一助となった人物のひとりであり、この「円印寄進状」は、その寺領拡大への貢献を示す史料であると位置づけられる。

三 近江大原観音寺文書における兄と妹

「円印寄進状」のように、兄と妹が土地処分文書に現れる事例として、近江大原観音寺文書の売券がある。両文書にはどのような接点や相違点が見いだせるだろうか。次にその近江大原観音寺文書の事例を挙げる。

【史料三】 いちあけ女田地売券^②

（端裏書）
 「八条庄内田文書年貢三斗五升町田ウリケン」

沽却進、私領田地新放文之事、

合巻段者、

在江州坂田北郡福能部庄内八条庄。大町之東
 繩本於式反、次巻反也、公方老石一斗四升也、

右、件田地者、町田殿いもといちあけ女先祖之私領也、雖レ然、

依レ有ニ直要用ニ、能米式石^{石田斗定}限ニ永代ニ、観音寺聖尊却沽却所

実正也、然間、可レ副ニ申本証文ニ之処ニ、依レ有ニ類地ニ、以ニ新券

文ニ、所ニ沽却進ニ実正也、然上者、^於ニ子々孫々ニ違乱煩不レ可

レ有者也、仍後日為ニ沙汰ニ、沽却之状如レ件、

応永三十年 癸卯 十月廿三日

町田殿（花押）
 売主町田之 いちあけ女（略押）

【史料三】では、傍線部のように「売主町田之」のすぐ下に「いちあけ女」と記されていることから、本文書の土地売却者は「いちあけ女」であると考えられる¹⁵。また、町田殿の「いもと（＝妹）」である「いちあけ女」先祖相伝の私領として、坂田郡福能部庄（現七条町・八条町・今川町付近）とみえる。この地域の土地を観音寺僧の聖尊に処分しており、このように土地取得者が寺院の僧である点は【史料一】と共通している。町田殿兄妹の親族が大原庄周辺地域の福能部庄に所有していた土地を譲与し、それを聖尊に売却したのであった。

さて、この【史料三】を見ると、「町田殿いもいちあけ女」という記載のごとく、売主の「いちあけ女」が町田殿の妹であることをわざわざ明記していること、売主本人である「いちあけ女」とともに、兄である町田殿が連署で売券を作成していることに気づく。なぜこのような形式で売券が作成されたのであろうか。

まず、土地処分者の兄である町田殿の名が確認できる史料として、応永二十六年（一四一九）「本堂造作日記」¹⁶がある。これは観音寺本堂の造作の始め（新立や柱立など）から詳細を記した日記で、本日記中の「本堂柱立時奉加帳」部分には二四八件の名と額が、「布勧進」部分には二十二件の名が記載されており、本堂の造作が多くの人々の奉加・勧進によって賄われていたことが分かる史料である。この奉加帳部分には「三百文 石田ノ町田殿」と記載されている。このことから、町田殿は大原庄以外の周辺村落である石田村（現長浜市石田町）の人物とみられる。町田殿は、石田村外の寺院に寄進する財力を持ち、大原庄周辺の他地域から観音寺の奉加に参加していたと推測できよう。

さらに、応永二十年（一四一三）の史料にも、町田殿の名が見える。

【史料四】一乗坊聖米注文案¹⁸

（端裏書）
 「一乗坊寄進アト書ノ安文也、」

一乗坊聖米之日記

- 一反 七条庄池田内本□壱石
- 一反 文書同 同加地子 七斗作人町田殿
- 半 円玄親譲「也、」^{（状二重ネ書ス）} 同 加地子五斗

一反 文書、町田殿田ノコトシ、同 加地子七斗作人七条ノ王左近

一反大 同 加地子五斗作人

一反大 同 加地子五斗作人今川ノ

二反 同 加地子壱石二斗作人西ノ辻次郎四

「壱」反四里卅一坪也、七条庄 同加地子六斗

応永廿年十月廿日

【史料四】には「一反 同文書 同加地子 七斗作人町田殿」との記載があり、町田殿が一乗坊の聖米として土地一反の加地子七斗を寄進している様子が窺える。湯浅治久氏は、観音寺が最大二十三もの「坊」を構成員とする寺家であると指摘しており、一乗坊はそのひとつである²⁰。すなわち、町田殿が大原庄外から観音寺の坊に対しても加地子を納入し、坊の運営財源を捻出していたといえる。

これら「本堂造作日記」や【史料四】の記録から、町田殿は大原庄周辺地域の人物で、観音寺への寄進だけでなく、坊への寄進を行い、寺家全体の運営費用の捻出に関与していたことは明らかである。

では改めて、【史料三】で、妹が兄町田殿との血縁関係を売券で明記し、兄と連署で土地を観音寺僧へ売却したのはなぜだろうか。これを考察する上で、町田殿が観音寺造作時から奉加に参加し、観音寺所属の坊へも加地子を寄進していることが重要な意味を持つ。【史料三】で、妹が兄との血縁関係を示したのは、兄町田殿が観音寺の寺家全体の運営に関わる人物の一人であり、妹が観音寺へ土地を売却する由縁や寺院とのつながりを示す意味が込められていたのではないだろうか。そして、売却者の妹が兄町田殿と連署しているのは、兄が妹による土地売却の保証人としての役目を担っており、それは町田殿が観音寺全体の経済的支援者であったことが背景にあるといえよう。

このような観音寺周辺地域の兄妹関係を念頭に置き、「円印寄進状」を基に、永源寺周辺地域の兄妹関係を今一度考察しよう。「円印寄進状」と【史料三】に共通しているのは、土地取得者が寺院の僧である点である。そして、「円印寄進状」で注目すべきは、この史料から、妹は兄から「扶持」される存在として認識されている点である。先述した通り、【史料三】で、妹が兄との血縁関係を売券内で強調し、兄が妹の土地処分の保証人としての役割を果たしていたのは、兄が寺家の経済的支援者だったことが背景にある。こうした兄と妹の関係を踏まえると、「円印寄進状」は、兄円印が寺家との関係性（永源寺開祖寂室元光の弟子）に基づき、兄が妹を扶持する正当性を考槃庵側に示したものと考えられる。これは、【史料三】の場合は、妹が自身で売却できる土地を所有していた一方で、「円印寄進状」の場合は、妹がそのような土地を持たない状況下にあつたため、兄から扶持を加えられたのではないだろうか。さらに、本寄進状における土地権利の移動に着目すると、円印が所有地を塔頭へ寄進する際、所有権（最終的に土地を処分できる名義上の権利）から管領権（土地を現地経営・用益する

権利^②)を切り分け、所有権は塔頭へ寄進し、管領権のみを妹へ譲渡している。その管領権は妹の死後に塔頭に移転することで、所有権と管領権が塔頭のもとに一元化するという構図を取る。つまり、「円印寄進状」は、妹の存命中に、兄として扶持を加えるため、敢えて「一期条件付き土地管理権の譲渡」を記した寄進状を作成したとみられる。このように、十四世紀の地域社会では、兄個人の裁量や、宗教ネットワークに依拠した柔軟な扶持が行われ、円印は考槃庵の寺領拡大に貢献せんとする中でも、兄として妹を扶持する役目を果たそうと、妹一期の間は妹自身に土地を管領させる意思を示したのである。

むすびにかえて

「円印寄進状」は、南北朝期における寺領寄進の一例であると同時に、兄妹間における扶持と土地管領の関係を具体的に示す点で注目される。従来、一分知行は武家社会の女子相続の文脈で論じられてきた。しかし、本文書では兄である円印が妹守友大姉の一期の間、寄進地を妹に管領させ、それが扶持であることが明記されており、一分知行の論理が血縁者間の扶養実践にも適用されていたことが判明する。女性が妹として文書に登場する例は少ないが、【史料三】のように兄妹関係が土地処分において明示的に記述される事例も確認でき、兄による妹の扶持や保証、寺院との関係が中世社会で受け入れられていた様子が窺える。円印は、寂室元光の弟子として永源寺の寺領拡大に寄与する一方、兄として妹の扶持を果たそうとする意志を明確に記し、妹に対する扶持義務の履行を、妹の管領期間の明記という形で制度的に担保している。これらの点で、「円印寄進状」は、単なる財産処分文書にとどまらず、血縁者間の扶養と宗教施設の経営が交差する

中世社会の一端を明らかにする。

注

- (1) 「きょうだい」関係について、近年『日本歴史』編集委員会編『きょうだいの日本史』（吉川弘文館、二〇二四年）が刊行されたが、ここに所収の中世の研究は、九条家の「兄弟」関係や北条政子の「姉弟」関係について扱われ、「兄妹」関係について扱ったものはない。
- (2) 『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』『永源寺文書古文書編釈文』二八号（四〇二頁）に掲載。
- (3) 永源寺町史編さん委員会編『永源寺町史 永源寺編』（永源寺町、二〇〇二年、以下、『町史』と略記）第四章 瑞石歴代雑記、五三号、五七〇頁。
- (4) 『町史』古文書編、三四三頁。
- (5) 『町史』三三九頁。
- (6) 中世の庶子や女性相続に関する主な先行研究としては、石井良助『日本婚姻法史』（創文社、一九七七年）、岡田章雄「中世武士社会に於ける女性の経済的地位」（『歴史地理』六〇巻三・四号、一九三二年）、後藤みち子「南北朝・室町期の女性の所領相続——単独相続との関係」（『中世公家の家と女性』吉川弘文館、二〇〇二年、論文初出一九八九年）、五味文彦「女性所領と家」（『講座日本女性史』二、東京大学出版会、一九八二年）、菅原正子「中世後期における相続と家族法」（『中世の家族と政治・法』吉川弘文館、二〇二五年、論文初出二〇〇六年）、中川理恵「中世後期における女子一期分の転回——沼田小早川家と竹原小早川家の比較から」（『女性史学』七号、一九九七年）などが挙げられる。
- (7) 永源寺文書、函二三四・五五。
- (8) 永源寺文書、函二三四・五六。
- (9) 『町史』三四四頁。
- (10) 立木で四至を区切った一区画を指すとみられる。
- (11) 『町史』古文書編、三四三頁。
- (12) 『町史』古文書編、三四三頁では、【史料一】【史料二】の関係について、一筆目から三筆目までは同じ場所が記載され、四筆目の場所と得分合計が異なる他に異なること、禅英の花押も他の文書に見られるものと趣が異なること、「円印寄進状」と【史料一】は同筆で、【史料二】とは筆跡が異なることを指摘している。さらに、三通の関係性は不明とながら、「どちらかの寄進状を差し出した後に、四筆目の地の寄進が叶わなくなったため、新たな土地を寄進し直すために、二通目を作成した」と推測している。ここでの塔頭が何を指すかは不明であり、今後の課題としたい。
- (13) 近江大原観音寺文書、一四六号（福田榮次郎・神崎彰利校訂『史料纂集古文書編』一、続群書類従完成会、二〇〇〇年、以下『史料纂集』、これ以降、本文書の史料を記載する場合「大原観音寺文書、文書番号」と表記。『史料纂集』では、承安四年（一一七四）から康正二年（一四五六）までの二〇三点が収録されている。
- (14) 近江大原観音寺文書は山東町史編さん委員会編『山東町史史料編』（山東町、一九八六年、以下『山東町史』）でも翻刻され、『史料纂集』に収録されていない多数の中世から近世にかけての文書も収録されている。『山東町史』は一五七号として【史料三】の翻刻を載せており、こちらでも「売主町田之」のすぐ下に「いちあけ女」としている。
- (15) 近江大原観音寺文書、一四四号。
- (16) 詳細は、宮島敬一「戦国期地方寺社の機能と役割——近江国の寺社と地方社会」（『佐賀大学教養部研究紀要』二二二号、一九九〇年）を参照。
- (17) 近江大原観音寺文書、一三九号。
- (18) 『山東町史』は一五三号として【史料四】の翻刻を載せており、「町田殿」下部の「□」部分に「石田」をあてている。
- (19) 湯浅治久「日本中世の在地社会における寄進行為と諸階層——近江大原観音寺をめぐる一三世紀～一六世紀」（『歴史学研究』七三七号、二〇〇〇年）。なお、宮島敬一氏は「本堂造作日記」を取り上げ、町田殿の身分について、具体的な根拠は示してはいないものの、国人（殿原）としている。（宮島敬一前掲註17論文）。また、「町田殿」が確認できる史料として、文明十一年（一四七九）聖尊寄進状（大原観音寺文書、四四五号）が確認できるが、「本堂造作日記」や【史料四】と六〇年程度時期的な開きがあり、直接の関連性は不明である。本史料の検討は今後の課題とする。
- (20) 所有権についての検討は、石井良助「江戸時代土地法の体系」（『日本学士院紀要』三八巻三号、一九八三年）が詳しい。
- (21) （本学大学院博士課程前期課程）